資料1-9

環境省独立行政法人評価委員会の業績勘案率(案)について

1. 審議対象案件

処職なび武労	在任期間	業績勘案率(案)※		
役職及び所掌 	(算定期間)	〈環境省評価委員会〉		
国立環境研究所	H17. 4. 1~H21. 3. 31	0 0		
理事長	(同上)	0.9		

[※] 業績勘案率(案)の算定内容は別紙のとおり。

2. 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案 当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率(案)「0.9」については、意見はない。

以上

環境省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率(案)の算定内容

法人名	役 職	業績勘案率適	刊期間 (参考) 在任期間	算 年度業績勘案率 をその在職月数 に応じて加重平 均した値 (※1)	「ただし」書き	容 考慮すべき特 段の事由 (※3)	業績勘案率 (案)(※4)
国立環境研究所	理事長	H17. 4. 1~H21. 3. 31	同左	1. 5	あり	あり	0. 9

- (※1) 「環境省決定方法」3.(1) bにおいて、当該退職役員が、「中期目標期間のうち一部の事業年度についてのみ在職した場合は、「事業年度評価」における個別評価項目ごとのS~D評価を別表により点数化し、平均したもの(年度業績勘案率)を当該退職役員の各事業年度における在職月数に応じて加重平均する。」とされている。
- (※2) 「環境省決定方法」3.(1) bにおいて、「ただし、上記において「業績勘案率」が1.0を超えた場合であっても、下記のいずれにも該当する場合を除き、上記規定にかかわらず、業績勘案率は1.0とする。」とされている。
 - ① 中期目標評価又は「事業年度評価」の平均値における個別評価項目の評価結果において、「S:中期目標を大きく上回って 達成している。」があること。
 - ② 役員の在職期間において、目的積立金の承認を受けたことがあること。
 - ③ 当該役員の在職前に比べて、又は在職期間において、①の個別評価項目の評価結果における「S」の項目が相当程度以上 増加していること、又は②の目的積立金の在職期間の合計額が相当程度以上増加していること。
- (※3) 「環境省決定方法」3.(2)において、「中期目標評価及び事業年度評価のみでは適切に評価しがたいと思慮される場合や 考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、・・(中略)・・「業績勘案率」を増減することができる。」とされている。
- (※4) <u>※2について、「ただし」書きの規定に該当</u>するとしている。
 - ※3について、以下の理由から、「考慮すべき特段の事由」に該当するとしている。
 - ・ 退職理事長の在任期間中に、5件の自然公園法違反が発生。理事長あてに4通の厳重注意文書等が発出。法人の長としての法令遵守の取組が不十分。1件については、同一施設における違反の再発であり、再発防止策が不十分。
 - これらを踏まえ、業績勘案率(案)を「0.9」と決定している。